

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ノリタケカンパニーリミテド		コード	5331
提出日	2024/6/7	異動（予定）日	2024/6/24	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外取締役選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	山本 良一	社外取締役	○												△			訂正・変更	有
2	藤岡 高広	社外取締役	○												○			新任	有
3	猿渡 辰彦	社外取締役	○												△			訂正・変更	有
4	森崎 孝	社外取締役	○												△			訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	山本良一氏の出身会社であるJ.フロントリテイリング株式会社と当社との間で取引関係はなく、また、同社の主要なグループ会社である株式会社大丸松坂屋百貨店との間には、当社から販売の取引関係はあるものの、年間販売取引金額は、当社の前事業年度連結売上高の1%未満であり、昨年度の仕入取引実績は百万円未満と、いずれも僅少であり、当社の経営に影響を持つ取引先ではありません。また、同氏が社外取締役を務めております大同特殊鋼株式会社と当社との間には、当社から販売の取引関係がありますが、年間販売取引金額は、前事業年度連結売上高の1%未満と僅少であります。	山本良一氏は、企業経営者としての経験から得られた豊富な知識や幅広い見識により、当社取締役会の業務執行に対する的確な助言や監督などが期待できるとともに、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと考えており、独立役員として適格であると判断しております。
2	藤岡高広氏は、当社の取引先であるトヨタ自動車株式会社の出身であり、また、当社の取引先である愛知製鋼株式会社の代表取締役会長を務めておりますが、当社から両社への年間販売取引金額は、それぞれ当社の前事業年度連結売上高の1%未満であり、両社ともに当社の経営に影響を持つ取引先ではありません。また、同氏は2011年6月までトヨタ自動車株式会社に役員を務めておりましたが、同社の役員を退任されてから13年が経過しており、現在同社の意思に影響される立場には一切ありません。	藤岡高広氏は、企業経営者としての経験から得られた豊富な知識や幅広い見識により、当社取締役会の業務執行に対する的確な助言や監督などが期待できるとともに、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと考えており、独立役員として適格であると判断しております。
3	猿渡辰彦氏は、2016年6月まで当社の株主及び取引先であるTOTO株式会社の役員を務めておりましたが、同社の役員を退任されてから8年が経過しており、現在同社の意思に影響される立場には一切ありません。当社から同社への年間販売取引金額は、当社の前事業年度連結売上高の1%未満であり、また、当社が保有する当社株式の比率も5%未満であるため、当社の経営に影響を持つ取引先及び株主ではありません。加えて、同氏が社外取締役を務めております日本金銭機械株式会社と当社との間には、取引関係はございません。	猿渡辰彦氏は、企業経営者としての経験から得られた豊富な知識や幅広い見識により、当社取締役会の業務執行に対する的確な助言や監督などが期待できるとともに、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと考えており、独立役員として適格であると判断しております。
4	森崎孝氏は、2016年6月まで当社の株主及び取引先(借入先)である株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の役員を務めておりましたが、同行の役員を退任して8年が経過しており、現在同行の意思に影響される立場には一切ありません。当社は複数の金融機関と取引をしておりますが、株式会社三菱UFJ銀行からの借入金は全体の1割以下であり、また当社の自己資本比率も72.8%であることから、同行に対する借入依存度は突出したものではないと考えます。また、同行が保有する当社株式の比率も5%未満であり、当社の経営に影響を持つ株主ではありません。よって、同行の当社に対する影響度は希薄であり、当社との間に利害関係はございません。また、同氏が取締役会長を務めております株式会社三菱総合研究所及び社外取締役を務めております株式会社アイネスと当社との間には、取引関係はございません。	森崎孝氏は、金融機関での経営者としての経験から得られた豊富な知識と幅広い見識により、当社取締役会の業務執行に対する的確な助言や監督などが期待できるとともに、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと考えており、独立役員として適格であると判断しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

※4 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※5 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※6 独立役員の選任理由を記載してください。